国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （対象者） 第２条　この規程における年俸制給与の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）は、次に掲げる者とする。 (1)　国立大学法人東京農工大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第４条第１項第１号に規定する職員のうち、国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員に関する細則第２条第１項に規定する者 (2)　（略） （業績年俸） 第５条の２　（略） ２　（略） ３　業績年俸は、業績一時金とし、毎年１月17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日）に支給する。ただし、業績評価結果が業Ｂ又は業Ｃの場合は、基本年俸の号俸を調整する。 （諸手当） 第６条　年俸制適用職員の諸手当は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、高所作業手当、山上等作業手当、衛生管理者手当、産業医手当、作業主任者手当、特別委員手当、グローバル教育院手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務特別手	本則 （対象者） 第２条　この規程における年俸制給与の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）は、次に掲げる者とする。 (1)　国立大学法人東京農工大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第４条第１項第１号に規定する職員のうち、国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員に関する細則第２条第１項及び同細則附則(令和２年10月１日細則第13号)第２項に規定する者 (2)　（略） （業績年俸） 第５条の２　（略） ２　（略） ３　業績年俸は、業績一時金とし、毎年１月17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日）に支給する。ただし、業績評価結果がB(年俸制)、C(年俸制)、B(勤勉等)又はC(勤勉等)の場合は、基本年俸の号俸を調整する。 （諸手当） 第６条　年俸制適用職員の諸手当は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、高所作業手当、山上等作業手当、衛生管理者手当、産業医手当、作業主任者手当、放射線取扱主任者手当、電気主任技術者手当、特別委員手当、グローバル教育院手当、	この規程の対象者を定めている「年俸制適用職員に関する細則」の規定箇所の変更に伴う改正 放射線取扱主任者手当、電気主任技術者手当（平成28年度新設）を追加する改正 クロスアポイ

<table>
<tr>
<td>
当、管理職員特別勤務手当、入試手当及び学位論文審査手当とし、別に定めるところにより支給することができる。

2　前項の諸手当は、給与規程第22条から第37条の3まで及び第40条の規定をそれぞれ適用し、又は準用し、支給する。
3　(略)

別表第2(第5条の2関係)
<table>
<tr><th>業績評価結果(標語)</th><th>業績年俸号俸数の範囲</th></tr>
<tr><td>業SS：非常に優れた業績をあげている</td><td>1号俸以上10号俸以下</td></tr>
<tr><td>業S　：優れた業績をあげている</td><td>1号俸以上5号俸以下</td></tr>
<tr><td>業A　：業績をあげている【標準値】</td><td>0号俸</td></tr>
<tr><td>業B　：業績が一部不足している</td><td>−5号俸以上−1号俸以下</td></tr>
<tr><td>業C　：業績が不足している</td><td>−10号俸以上−1号俸以下</td></tr>
</table>

(新設)
</td>
<td>
超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務特別手当、管理職員特別勤務手当、入試手当、学位論文審査手当及びクロスアポイントメント手当とし、別に定めるところにより支給することができる。
2　前項の諸手当は、給与規程第22条から第37条の4までの規定をそれぞれ適用し、又は準用し、支給する。
3　(略)

別表第2(第5条の2関係)
<table>
<tr><th>年俸制業績評価の結果(評語)</th><th>教員業績評価の結果(評語)</th><th>業績年俸号俸数の範囲</th></tr>
<tr><td></td><td>SSS(勤勉等)：極めて優れた業績をあげている</td><td>1号俸以上10号俸以下</td></tr>
<tr><td>SS(年俸制)：非常に優れた業績をあげている</td><td>SS(勤勉等)：非常に優れた業績をあげている</td><td>1号俸以上10号俸以下</td></tr>
<tr><td>S(年俸制)：優れた業績をあげている</td><td>S(勤勉等)：優れた業績をあげている</td><td>1号俸以上5号俸以下</td></tr>
<tr><td>A(年俸制)：業績をあげている【標準値】</td><td>A(勤勉等)：業績をあげている【標準値】</td><td>0号俸</td></tr>
<tr><td>B(年俸制)：業績が一部不足している</td><td>B(勤勉等)：業績が一部不足している</td><td>−5号俸以上−1号俸以下</td></tr>
<tr><td>C(年俸制)：業績が不足している</td><td>C(勤勉等)：業績が不足している</td><td>−10号俸以上−1号俸以下</td></tr>
</table>
備考
1　年俸制業績評価とは、東京農工大学年俸制適用教員の業績評価実施要項に基づくものをいう。
2　教員業績評価とは、東京農工大学教員業績評価実施要項に基づくものをいう。
</td>
<td>
ントメント手当を新設する改正

・年俸制業績評価の評語の変更に伴う改正
・令和3年度から始まる教員業績評価の結果に応じて業績年俸を支給できるようにする改正
</td>
</tr>
</table>

別紙様式(第８条関係) 同意書 別紙様式 同　　意　　書 年　　月　　日 国立大学法人東京農工大学長　　殿 部局 職名 氏名（自署）　　印 私は、国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程に基づき、年俸制給与の適用を受けることに同意します。	別紙様式(第８条関係) 同意書 別紙様式 同　　意　　書 年　　月　　日 国立大学法人東京農工大学長　　殿 部局 職名 氏名（自署） 私は、国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程に基づき、年俸制給与の適用を受けることに同意します。	同意書の押印欄を削除する改正

附　則(令和３年４月１日経規程第10号)

この規程は、令和３年４月１日から施行する。ただし、改正後の第２条第１号の規定は、令和２年10月１日から適用し、改正後の第６条第１項(放射線取扱主任者手当、電気主任技術者手当に限る。)の規定は、平成28年４月１日から適用する。